

○処分年月日 令和4年11月30日

**【本人】**

- 1 被処分者  
経済部農林課付係長 桐澤 周義 50歳
- 2 処分内容  
免職(地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)
- 3 処分に至った事実の概要  
桐澤周義は、令和2年度及び3年度に所属していた部署において団体の運営業務を担当しており、在籍期間中、当該団体の金銭を一部現金で保管し、計124,158円を横領したほか、複数回にわたり口座から計460,000円を私的流用した。  
なお、横領及び私的流用した金銭については、全額返済した。

**【管理監督者】**

- 1 被処分者及び処分内容
  - (1) 総務部 課長級職員 59歳  
減給、3月間、10分の1減額(地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)
  - (2) 教育部 館長級職員 61歳  
戒告(地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)
  - (3) 総務部 部長級職員 59歳  
戒告(地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)
- 2 処分に至った事実の概要  
上記事案についての管理監督が不適正であった。